

営農者滞在・農家民泊施設 改修費用を補助します

農家自身が所有する自宅や倉庫の一部を改修し、援農者滞在所や農家民泊施設として利活用するための改修費用を補助します。

対象

- ・個人／町内に住民登録されており、町内で農業を営営する農業者
- ・団体／農業協同組合、農業者で組織する団体もしくは協議会など

● **補助対象経費**／季節労働者または農業体験希望者の受け入れのために滞在所と宿泊が可能な状態にするために必要な改修

※障子・ふすまの張り替え、畳の表替えなどの軽微な修繕工事および現状で使用可能な状態の改修は除く

補助金額

- ・援農者滞在所／補助対象金額の2分の1（上限50万円）
 - ・農家民泊施設／補助対象経費の3分の2（上限100万円）
- **申込受付期間**／5月10日（月）～12月24日（金）

※予算の上限に達し次第受け付け終了
● **申し込み方法**／持参または郵送
※郵送の場合は「有田川町援農・農家民泊施設推進事業申込書在中」と朱書きの上、簡易書留で送ること。

問 産業課（金屋庁舎）

企画調整課が4階へ 少年センター・更生保護サポート センター有田がJR藤並駅へ移転

吉備庁舎総務政策部の配置が変更となり、企画調整課が3階から4階へ移ります。また、少年センター・更生保護サポートセンター有田がJR藤並駅2階（旧ちいさな駅美術館）に移転します。

● **移転予定日**／5月17日（月）

問 企画調整課（吉備庁舎・少年センター）
☎528744 更生保護サポートセンター ☎527577

5月12日は 民生委員・児童委員の日

有田川町の民生委員・児童委員97人は、全国民生委員児童委員連合会が発表した「支えあう 住みよい社会 地域から」のスローガンのもと、地域の皆さまの立場に立って、安全で安心な福祉のまちづくりを目指して、多くの機関と連携してさまざまな取り組みをしています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員です。地域の一員として住民の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう行政をはじめとした地域の専門機関へとつなぐパイプ役として活動しています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問や、

児童の登下校時の見守り活動などを行い、高齢者や障害者世帯、子どもたちの安心安全の確保に尽力しています。

主任児童委員とは、民生委員・児童委員のうち、担当区域を持たず、児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員のことをいいます。児童福祉関係機関との連絡調整や地域の児童委員と連携しながら、課題を抱える子育て家庭への支援をはじめとした児童健全育成活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員には、法律に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

第23回 手話にチャレンジ! 「できない・難しい」

このコーナーでは、日常生活で使う手話を紹介します。

右手の親指と人さし指で、右ほおを軽く、つねるようにする。



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。